

令和 8 年第 5 回

君津市農業委員会議事録

令和 8 年 5 月 7 日（木）

令和8年第5回君津市農業委員会議事録

日 時 令和8年5月7日（木）午後2時00分から午後2時40分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎 川 正 幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 5号 農地法第4条の規定による事業計画変更申請について

日程第5 議案第 6号から議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第10号から議案第14号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

日程第7 議案第15号 令和8年度農用地利用集積等促進計画案（令和8年5月）について

日程第8 報告第 1号から報告第 7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 9号から報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（13名）

1番	内 海 孝 夫	3番	水 野 徳 子
4番	小笠原 武 男	5番	笹 本 幸 恵
6番	宇 野 真 弘	7番	石和田 勉
8番	重 田 弘 巳	9番	小 泉 春 水
10番	齊 藤 昇	11番	重 田 忠 男

1 2 番 長谷川 貢

1 3 番 鈴 木 隆

1 4 番 石 井 和 美

欠席委員（1名）

2 番 鮎 川 正 幸

出席した職員

事務局長	安田 禎則
主幹（事）事務局次長	伊藤 嘉宏
主査	占部 和裕
副主査	古市 和也

◎開 会

(午後 2 時 0 0 分)

議 長 委員の皆様、お疲れさまです。

本日は、鮎川正幸会長より欠席の届出が提出されておりますので、農業委員会会議規則第 5 条 2 項の規定により、私が議長を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員は 13 名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和 8 年第 5 回君津市農業委員会の総会を開会し、会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日 1 日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第 2、議事録署名委員の指名について、君津市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、私から指名いたします。

11 番、重田忠男委員、12 番、長谷川貢委員の 2 名をお願いします。

◎議案第 1 号ないし議案第 4 号

議 長 日程第 3、議案第 1 号ないし第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第 1 号について説明します。

浜子地先の田 3 筆及び畑 5 筆、合計面積 1,574 平方メートルを売買により所有権移転をするものであります。

申請理由ですが、譲渡人は高齢のため維持管理ができず、譲渡する。譲受人は要望を受け取得し、経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は自作・借入れを含め、8 万 2,000 平方メートルを超える経営規模があります。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機等を所有しています。

農作業従事日数は、3名で延べ320日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

議案第2号及び第3号につきましては、譲受人同一のため、一括にて説明いたします。

中島地先の田1筆及び糠田地先の田3筆、合計面積2,531平方メートルの売買による所有権移転です。

譲渡人は両議案とも、経営規模の縮小を図るため譲渡する。譲受人は要望を受け取得し、経営規模の拡大を図るとしております。

申請者は農地保有適格法人として、昨年7月に農地法第3条許可を得て、中島地先に約5,300平方メートルの農地を取得しております。

なお、議案書に記載漏れでございますが、5,300平方メートルは自作でございます。

さきに取得した中島地先においては、ブルーベリーの栽培を行っております。耕作及び管理状況は適切になされており、周辺農地に対する被害の報告等はありません。

今回提出された営農計画書においては、柿及び栗を植栽・栽培を行うとのことでございます。

農機具は、トラクター、管理機、乗用草刈り機等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で延べ300日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第4号について説明いたします。

久留里市場地先の田、面積626平方メートルの売買による所有権移転です。

申請理由ですが、譲渡人は久留里地区に所在する自治会組織で、地縁法人であります。自治会名義となっている土地の整理を行うに当たり、隣接する農地で耕作を行っている譲受人に譲渡しようとするもので、譲受人は要望を受け取得し、経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は申請地の隣地において約2,200平方メートルの農地を所有し、自家野菜の耕作を行っております。

農機具は、トラクター、草刈り機、軽トラック等を所有しています。

農作業従事日数は、4名で延べ630日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

以上でございます。

議長 議案第 1 号ないし議案第 4 号まで、事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第 1 号について、1 番、内海委員からお願いいたします。

内海委員 内海です。よろしくお願いします。

議案番号 1 について説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明どおりです。

第 3 条による所有権移転で、合計 8 筆となります。

現地ですが、別冊 1 ページ目になります。

小糸・貞元線と市道 4 号幹線の交差点を左折いたしまして、川崎橋を渡り、200メートル先を左折し、奥に 500メートル入った左側が申請地となります。

4 月 19 日、譲受人と現地を確認しました。大豆の作付を計画するとのこと。以前より大豆の生産はしており、実績はあります。譲渡人は高齢のため、耕作できないとのこと。

特に問題ないと思われま。す。よろしくお願いします。

議長 続きまして、議案第 2 号及び第 3 号につきまして、4 番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 議案第 2 号及び 3 号について説明します。

詳細は事務局説明のとおりでございます。

議案第 2 号については、申請場所は別冊 2 ページを御覧ください。

現場は小糸小学校の東方に位置する田んぼで、4 月 17 日、代理人立会いによる現地の確認をしました。

代理人は柿を栽培していくもので、特に問題ないと思います。

もう一件、議案第 3 号について説明します。

詳細は事務局説明のとおりでございます。

申請場所は別冊 3 ページを御覧ください。

現場は小糸公民館の東方に位置する田んぼで、4 月 17 日、代理人立会いによる現地の確認をしました。

代理人は栗を栽培していくもので、特に問題ないと思われま。す。

よろしく御審議お願いします。

以上です。

議長 長 続きまして、議案第４号について、12番、長谷川委員からお願いいたします。

長谷川委員 第４号、詳細につきましては事務局の説明のとおりです。

場所は、４ページの君津大多喜線の久留里市場から大多喜方面に向かいまして、上総聖苑の前になります。

４月２２日、代理人と現地確認を行いました。

譲渡人は、さっきありましたように町内会が所有して、処分をしたいということであります。現在は耕作放棄地になっています。譲受人につきましては、近くに居住して、土建業を営んでおります。去年、隣接の放棄地を購入し、ユンボで整地、野菜を栽培しております。

不許可の要件に当たるものはないと見られますので、特に問題ないと思われま

すので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、議案第１号ないし議案第４号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、御意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第１号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第２号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第３号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第４号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第 5 号

議 長 日程第 4、議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号について御説明いたします。

議案書の 3 ページを御覧ください。

戸崎地先の田 7 筆、面積 5,994 平方メートル、畑 1 筆 1,190 平方メートル、計 8 筆 7,184 平方メートルを砂利採取用地に一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和 8 年 6 月 30 日まで許可を得ていますが、令和 9 年 6 月 30 日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

以上です。

議 長 ただいま議案第 5 号について、事務局説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第 5 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第 6 号ないし議案第 9 号

議 長 日程第 5、議案第 6 号ないし第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 6 号について御説明いたします。

議案書の 4 ページを御覧ください。

皿引地先の田 2 筆、面積 1,912 平方メートルを所有権移転により、太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第２種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル144枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで、造成は行いません。用水はありません。排水は雨水だけで、自然浸透です。事故等の発生を防ぐため、周囲に高さ1.2メートルの格子状フェンスを設置し、門扉に施錠し、人や動物が安易に侵入できないようにします。

日照については、10度の傾きにて太陽光パネルを設置する計画のため、被害が発生する可能性はありません。

続いて、議案第７号について御説明いたします。

末吉地先の田１筆、面積377平方メートルを使用貸借権により、専用住宅へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第３種農地相当となります。

敷地は整地のみで、埋立ては行いません。用水は公共水道を使用します。排水については、申請地に雨水浸透ます４基を設置し、併せて設置する合併浄化槽５人槽の放流管と合流させ、北側法定外水路に放流します。申請地の周囲はコンクリートブロックで囲います。

続いて、議案第８号ないし議案第９号については、同一事業ですので、一括して御説明します。

議案書の５ページを御覧ください。

広岡地先の田５筆、合計面積2,390平方メートルを所有権移転により、太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第２種農地相当となります。

申請地に太陽光パネルをそれぞれ158枚と128枚設置したいとのことです。

敷地は整地のみで、埋立ては行いません。用水はありません。排水は雨水だけで、自然浸透です。雑排水はありません。

工事は、地元の車両通行の安全を十分に確保して実施します。周囲は農業従事者専用道路や太陽光発電施設であり、営農者への影響はありません。

パネルの配置や角度等を考慮して、付近の住宅への影響を抑える努力をしております。また、配線についても、絶縁パイプに入れて埋設します。

以上です。

議長　ただいま、議案第６号ないし第９号について、事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第６号について、１番、内海委員からお願いします。

内海委員 議案番号 8 号を説明いたします。

申請内容につきましては事務局の説明どおりです。

5 条によります所有権移転で、太陽光発電施設への転用です。

申請地は別冊 6 ページになります。

国道127号線小山野の信号から市道 8 号小山野・皿引線を皿引方面に向かい、館山道の下をくぐって200メートル先を右折し、100メートル入ったところになります。

4 月 2 4 日、立会人と現地を確認しました。草はありましたが、整備すれば問題ありません。

周辺農地ですが、休耕地になっている状態でした。また、近隣農家には既に説明してあります。特に問題ないと思われます。

よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、議案第 7 号について、10 番、齊藤委員、よろしくお願いいたします。

齊藤委員 10 番、齊藤です。

議案番号 7 番について説明いたします。

詳細については、事務局方より説明があったそのとおりでございます。

現地確認ですけれども、4 月 2 6 日に現地確認をしてきました。

現地ですけれども、別冊 7 ページを御覧ください。

久留里馬来田バイパス、おびつの味楽団直売所丁字路を加茂方面、右のほうに曲がっていきますと、三田地先にセブンイレブンがあります。その前を通過して、200メートルほど行って右折したところが現地となります。

現地の確認ですけれども、現在、地目は田になっていたのですけれども、現況、休耕地となっておりました。そして、西側も農地ですけれども、休耕地となっております。南側は水田になって耕作をされている、そういう状況の土地柄でした。

そして、隣、水田を耕作されている耕作者との話合いも済んでいるということで、宅地に転用して何ら問題ないかと思われます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、議案第 8 号及び第 9 号については、13 番、鈴木委員から一括してお願いいたします。

鈴木委員 13 番、鈴木でございます。

議案番号 8 番と 9 番につきましては、譲渡人、譲受人が同一でございますので、一括して

御説明いたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊の 8 ページをお開きください。

申請地は、J R 久留里線と安郷沢の間の場所で、地図の中央上部に君津消防署松丘分署があります。その前の市道を上のほうに100メートルほど行ったところを右折しまして、農道に入ります。その農道の両側が現地でございます。

4 月 2 1 日に、代理人と現地の確認及び聞き取り調査を行いました。現地は休耕地となっておりますが、草刈り等してあり、管理はされている状況でありました。

譲渡人につきましては、相続により申請地を取得しましたが、勤め人で農業の経験もないこと、また、高齢になり農地の管理が大変なため、譲り渡すことにしたそうです。

譲受人につきましては、市原市や木更津市、大多喜町などで太陽光発電所を経営するとともに、本市においても清和地区、松丘地区、亀山地区で多くの太陽光発電施設を経営しております。このたび、事業規模を拡大するために申請地を取得するということでした。

今回の申請地ですが、令和 7 年第10回の総会で許可相当の意見が出された場所の隣接地となっております。周囲は太陽光発電施設が稼働しており、問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ただいま議案第 6 号ないし第 9 号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第10号ないし議案第14号

議長 日程第6、議案第10号ないし第14号 農地法5条の規定による事業計画変更申請についてを議題とします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号について御説明いたします。

議案書6ページを御覧ください。

戸崎地先の畑1筆、面積2,955平方メートルを、砂利採取事業の許可延長に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取事業に伴う駐車場として、令和8年6月30日まで許可を得ていましたが、令和9年6月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

議案第11号ないし第14号について、同一事業ですので、一括して御説明いたします。

長谷川地先の田3筆、面積2,160平方メートル、畑4筆3,476平方メートル、合計5,636平方メートルを、砂利採取事業の許可延長に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地及び残土置場として、令和8年6月30日まで許可を得ていましたが、令和11年6月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について、質問、御意見がありましたら、挙手をお願いします。

ます。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第15号

議長 日程第7、議案第15号 令和8年度農用地利用集積等促進計画案（令和8年5月）についてを議題といたします。

なお、議案第15号につきましては、1番、内海孝夫委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

(1 番 内海孝夫委員 退室)

議長 事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第15号 令和8年度農用地利用集積等促進計画案について説明します。

このたび君津市長より、農用地利用集積等促進計画案を策定したので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見を求める依頼がありました。

お手元の議案書9ページをお開きください。

今回、一括契約に基づく促進計画案の件数、契約面積につきましては、君津地区が3件、田3筆、契約面積は5,057平方メートル、畑1筆、契約面積は948平方メートル、小糸地区は4件、田5筆、表では6筆とございますが、5筆の誤りでございます。申し訳ございません。田5筆、契約面積は5,955平方メートル、畑2筆、契約面積は1,400平方メートル、小櫃地区が2件、表はその他10筆となっておりますが、これはトマト栽培としての園芸用施設用地であります。契約面積は7,989平方メートル。

なお、登記簿地目は、10筆ともに田でございます。

個別の案件につきましては、議案書の10ページから13ページに記載されております。

なお、今回の農用地利用集積等促進計画案の策定に当たりまして、市では農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の認可基準要件を満たすものと判断しているとのことでございます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

質問、意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第15号について、意見はないものと決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案について、意見はないものとして市長に回答いたします。

ここで内海委員の入室を求めます。

(1 番 内海孝夫委員 入室)

◎報告第1号ないし報告第14号

議 長 日程第9、報告第1号ないし第14号について、報告第1号ないし第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第9号ないし第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第14号について、質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見等もございませんので、報告第1号ないし第14号を終わります。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和8年第5回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告について終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和8年第6回農業委員会総会は、令和8年6月4日木曜日に市役所5階大会議室にて午後2時から開催する予定でありますので、よろしくお願いいたします。

(午後2時40分)
